

○国立大学法人お茶の水女子大学ヒューマンライフィノベーション開発研究
機構評価委員会規程

平成28年3月25日

制定

改正 平成29年3月31日

平成31年2月20日

(設置)

第1条 国立大学法人お茶の水女子大学に国立大学法人お茶の水女子大学ヒューマンライフィノベーション開発研究機構評価委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(業務)

第2条 委員会は、ヒューマンライフィノベーション開発研究機構の評価及び研究の方向性に係る事項を審議し、その結果を学長に通知する。

(組織)

第3条 委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 評価を担当する副学長
- (2) 産学連携を担当する副学長
- (3) 基幹研究院長
- (4) 総合評価室長
- (5) 外部有識者
- (6) その他学長が必要と認めた者

(任期)

第4条 前条第5号及び第6号の委員の任期は、その都度定める。

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置き、評価を担当する副学長をもって充てる。

- 2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。
- 3 委員長に事故があるときは、委員長が指名した委員がその職務を代理する。

(委員会の成立等)

第6条 委員会の成立には、委員の3分の2以上の出席を必要とする。

- 2 委員会の議事は他の特別の規定がない場合は、出席委員の過半数によりこれを決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(委員以外の者の出席)

第7条 委員長が必要と認めたときは、委員会の同意を得て委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(事務)

第8条 委員会の事務は、研究協力課が行う。

(雑則)

第9条 この規程に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成29年3月31日）

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成31年2月20日）

この規程は、平成31年4月1日から施行する。